

清瀬市みどりのサポーター設置要領

平成19年12月10日

(目的)

第1条 この要領は、清瀬の先人たちが築き上げてきた、木もれ日がさす美しい雑木林を守り育て、市民共有の財産として後世に受け継がせるため、市が所有する雑木林（以下、「市有林」という。）の維持管理について、市民との協働により実施するための清瀬市みどりのサポーターの設置に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長は、市有林の適正な維持管理を行うため、清瀬市みどりのサポーター（以下「みどりのサポーター」という。）を置く。

(区域)

第3条 活動する地域は、次の各号に掲げる地域とする。

(1) 市有林

(2) 市有林に隣接した、清瀬市みどりの環境をつくる条例（平成18年3月31日条例第6号）第8条1項および第9号1項の規定に基づく緑地

(活動)

第4条 みどりのサポーターは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 雑木林の維持管理活動

(2) 維持管理業務に付随した活動

(3) その他目的達成に必要な啓発、PR活動

(4) みどりのサポーター活動のための研修等

(登録)

第5条 みどりのサポーターは、設置の目的に賛同し、自ら応募しボランティアとして活動する意欲がある者を登録するものとする。

(登録期間)

第6条 登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

2 登録機関は、登録者に対し、登録の有効期限の1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(報酬)

第7条 みどりのサポーターは無報酬とする。

(研修会及び連絡会議)

第8条 市長は、みどりのサポーターの意識及び知識の向上のため、研修会を行うも

のとする。

- 2 市長は、みどりのサポーター相互の連携を図って効果的な施策を推進するため、連絡会議を開催することができる。
- 3 市長は、前項の連絡会議を開催するにあたり、必要に応じて管理者等の出席を求めることができる。
- 4 登録実施機関は、みどりのサポーターの維持管理に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報等を提供するものとする。

(様式)

第9条 この要領の施行について必要な書類の様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。